

## 令和8年度沖縄県妊産婦等生活援助事業業務委託に係る企画提案公募要領

この要領は、沖縄県妊産婦等生活援助事業業務を委託するにあたり、委託事業者を公募し、プロポーザル方式により企画提案内容を審査し、委託する事業者を決定するために必要な事項を定めるものです。なお、本公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始出来るよう、予算成立前に募集の手続きを行うものです。予算の成立状況によっては、事業の中止又は事業内容を変更して実施する場合がありますので、予めご了承ください。

### 1 委託業務名

令和8年度沖縄県妊産婦等生活援助事業業務委託

### 2 委託業務の概要

家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいの提供、食事などの日常生活を支援しながら、出産前後の心理的ケアや保健指導、出産後の生活・養育方針の相談支援等を行い、支援対象者の必要な機関・支援へつなぐことを目的とする。

本事業の実施においては、国の妊産婦等生活援助事業実施要綱、妊産婦等生活援助事業ガイドライン及びその他の関係法令を遵守すること。

※詳細は別紙「企画提案仕様書」のとおり

### 3 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 委託料上限額

37,131千円以内（非課税）

※以下の居室稼働日数に該当した場合は、精算時に実績に応じて加算するものとする。

・居室稼働加算（居室稼働450人日～900人日の場合）・・・6,166千円上限

尚、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。受託者の決定後、提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求めます。

※消費税法第六条別表第二の七のロ社会福祉法第二条（定義）に規定する社会福祉事業（第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。）に掲げるものには、消費税を課さない。

### 5 応募資格に関する要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者

であること。

(注) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者を参加させることができない。

- (2) 沖縄県から入札参加資格指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生法手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 過去 3 年間の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と受託業務の契約実績又は過去に同様の事業実績を有する者であること。
- (6) 沖縄県内に事業所を有する者であり、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせや報告が円滑に対応できる体制及び緊急時、速やかに職員を派遣し対応できる体制を有する者であること。
- (7) 今回の委託に際して、特定妊婦等に対し理解があり、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な執行体制がとれること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
  - ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - ② 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(4)の要件を満たす者であること。
  - ③ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(5)から(7)までの要件を満たす者であること。
  - ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
  - ⑤ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - ⑥ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (9) 1 提案者(共同企業体で事業を実施する場合は 1 共同企業体)につき、提案は 1 件であること。

## 6 公募スケジュール（予定）

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| (1) 公募開始                | 2 月 24 日（火）          |
| (2) 質問受付締切り             | 3 月 3 日（火） 17:00 必着  |
| (3) 質問回答（予定）            | 3 月 6 日（金）           |
| (4) 企画提案参加申込書・誓約書の提出締切り | 3 月 11 日（水） 17:00 必着 |

- |                               |                   |
|-------------------------------|-------------------|
| (5) <u>応募申請書・企画提案書</u> の提出締切り | 3月17日(火) 17:00 必着 |
| (6) <u>選定審査会(プレゼンテーション審査)</u> | 3月27日(金)          |
| (7) 審査結果通知(優先交渉事業者の通知)        | 4月1日(水) 予定        |
| (8) 契約締結                      | 4月上旬 予定           |

## 7 質問及び回答

本公募に関する質問等がある場合には、次により質問書【様式1】を提出すること。

### (1) 質問受付締切り

令和8年3月3日(火) 17:00 必着

### (2) 提出方法

文末記載の宛先に質問書【様式1】をメール又はFAXにより提出

### (3) 質問回答(予定)

令和8年3月6日(金)

質問に対する回答は質問内容とともに沖縄県のホームページにて公開する。

ただし、質問及び回答の内容が、質問者の提案の具体的な内容にかかわるものは、質問者に対してのみ回答する。

## 8 参加申込書の提出

企画提案の応募を希望する者は、次により必要書類を提出すること。

※この公募に参加できるのは、事前に企画提案参加申込書を提出した者に限ります。

### (1) 提出締切り

令和8年3月11日(水) 17:00 必着

### (2) 提出書類

- ・企画提案参加申込書 【様式2】
- ・誓約書 【様式3】

### (3) 提出方法

文末記載の担当窓口へ持参、郵送、メール又はFAXにて提出

※参加申込書提出後に参加辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

## 9 応募申請書・企画提案書の提出

プロポーザル参加者は、次により必要書類を提出すること。

### (1) 提出締切り

令和7年3月17日(火) 17:00 必着(郵送の場合、当日消印有効)

### (2) 提出書類

- ① 企画提案応募申請書 【様式4】
- ② 法人等概要 【様式5】

③ 業務実績書 【様式 6】

④ 企画提案書：提案書には以下の内容を盛り込むこと。

- ・業務実施に関する提案（業務のフロー、各業務の実施方法等基本的な考え方）
- ・特定妊婦に対する段階別の支援に関する提案
- ・実施体制に関する提案（配置体制、業務スケジュール等）
- ・業務の受託実績

⑤ 経費見積書 【様式 7】

※見積金額の内訳を別添で添付すること。

※見積上限金額 37,131 千円（消費税及び地方消費税額を含む）を越えないこと。

⑥ その他、法人等の概要が分かる参考資料等

- ・会社概要書（パンフレット等）
- ・法人登記簿謄本の写し
- ・共同企業体については協定書の写し

(3) 提出方法・提出先

- ・紙媒体 3部（正本1部、副本2部）
- ・製本方法：A4判、全ての書類の通し番号でページを付し、適宜インデックスを付ける。  
A4長辺側を穴開けし、紙ファイル（フラットファイル等）に綴る。

持参（土・日、祝日を除く。）または郵送（書留）により文末記載の担当窓口へ提出。

(4) 提案辞退

企画提案書の提出後に提案を辞退する場合は、3月19日（木）時までに辞退届（任意様式）を持参又は郵送により提出すること。

## 10 選定審査会（プレゼンテーション審査）

提出された書類により参加要件を確認後、企画提案書の書類審査を実施し、上位3者程度を選定します。選定された業者に対しては、結果及び本審査（プレゼンテーション）の実施日時等を電話及び電子メールにて、選定されなかった法人等に対しては、結果のみ電子メールにて通知します。

(1) 本審査（プレゼンテーション）

日時：令和8年3月27日（金）13時00分～15時00分（予定）

場所：沖縄県庁3階 第5会議室（予定）

(2) プレゼンテーション実施方法

- ・提出された企画提案書等に基づき、提出者によるプレゼンテーションを実施する。  
（提出した企画提案書以外での説明は一切認めません。）
- ・審査時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑10分）とする。
- ・プレゼンテーションへの出席者は3名以内とする。

(3) 本審査結果の通知

審査の結果は、全ての提案者に文書で通知します。

## 11 委託契約に関する事項

### (1) 契約締結の手続

優先交渉権者と当課との間で、本業務の委託契約に関する協議を行ない、協議が合意に至ったときは、改めて業務仕様書を作成し、当該提案者から見積書を徴し、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)に定める随意契約の手続きにより、契約を締結します。ただし、優先交渉権者と合意に至らなかったときは、次点の提案者と協議を経て契約を締結する場合があります。

### (2) 契約保証金(下記沖縄県財務規則条文の抜粋参照)

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければなりません。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。

## 12 留意事項

- (1) 本プロポーザルは次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業です。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しないこととなります。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- (3) 県へ提出された書類等は、返却しないものとします。
- (4) 企画提案書は、提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出期限後の追加、差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 県へ提出された書類は、選定以外の目的に使用しません。
- (6) 次のいずれかの事項に該当した場合は、無効又は失格とします。
  - ア 参加要件を満たさない場合又は契約の相手方が決定されるまでの間に参加要件を満たさなくなった場合
  - イ 一の提案者から2以上の企画提案がされた場合
  - ウ 委託料の上限額を超えて企画提案がされた場合
  - エ 企画提案書等提出された書類に虚偽の記載がある場合
  - オ この要領に定める提出期限、提出方法、提出先等に適合しない場合
  - カ この要領に違反し、又は著しく逸脱すると認められた場合
  - キ 審査の公平性に影響を及ぼす不正な行為があった場合
- (7) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しません。
- (8) 採否に関する異議申し立て等は受け付けません。
- (9) 検討すべき事項が生じた場合は、当課と受託業者とで別途協議して決めることとします。

### 13 問い合わせ及び提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県 こども未来部 こども家庭課 こども福祉班（担当：佐藤）

電話番号 098-866-2174 F A X 番号 098-868-2402

E-mail : aa022004@pref.okinawa.lg.jp

○沖縄県財務規則（抜粋）

---

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （1） 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （2） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- （3） 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- （4） 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- （5） 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- （6） 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （7） 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （8） 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- （9） 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （10） 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- （11） 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- （12） 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。